

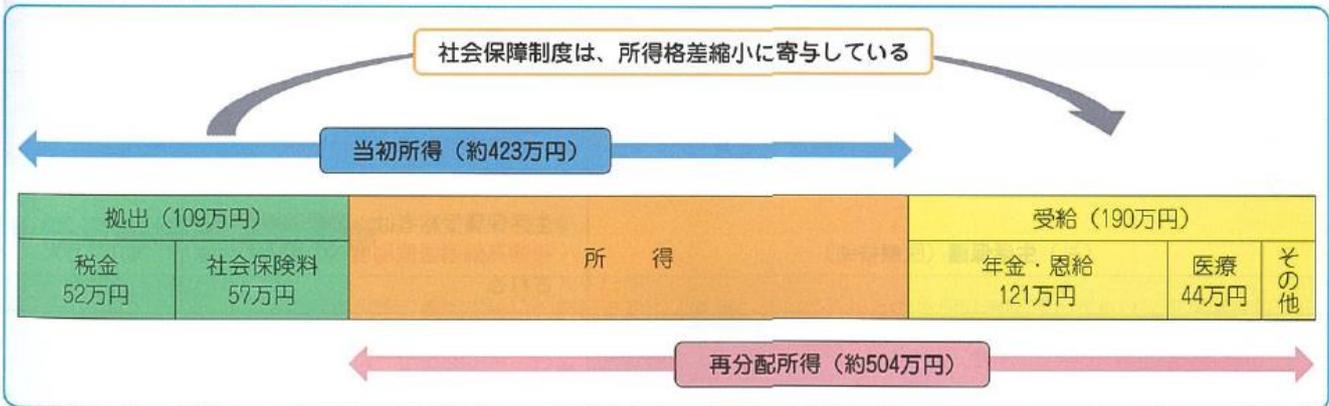
♡ 要点まとめ (番外編～国試ナビ 2024 を購入した人へ①～) ♡

● 社会保障制度の変遷～の年表への追加

全世代型社会保障改革の方針 (2020(令和2)年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020(令和2)年12月、「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定 ● 人生100年時代の到来を見据え、「自助・公助・共助」そして「絆」を軸に、お年寄りに加え、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていく全世代型社会保障の構築を目指す 	
	少子化対策	● 不妊治療への保険適用、待機児童の解消、男性の育児休業の取得促進
子ども未来戦略方針 (2023(令和5)年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023(令和5)年12月、「子ども未来戦略方針」が閣議決定 ● 2030(令和12)年までに少子化・人口減少に歯止めをかけ、子ども・子育て政策を強化する政府の戦略 	
	3つの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者・子育て世代の所得を増やす ● 社会全体の構造や意識を変える ● すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

● 所得の再分配について (New!)

● 当初所得と所得再分配の概念

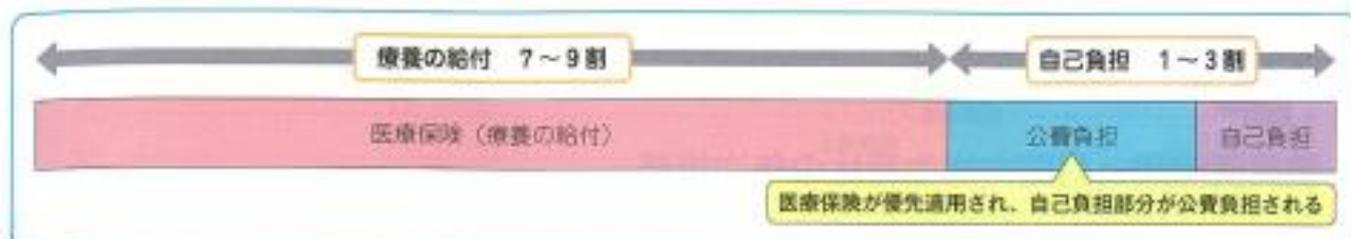


資料：厚生労働省「令和3年所得再分配調査報告書」

所得再分配	垂直的再分配	● 高所得者から低所得者 への再分配 (生活保護制度など)
	水平的再分配	● 同じ水準の所得層 で行われる再分配 (医療保険など)
	世代間の再分配	● 現役世代から高齢者世代 への再分配 (年金制度など)

●医療保険関連 (New!)

▶医療保険と他の制度との関係



保険優先の公費負担	●医療保険の給付を優先し、患者の自己負担部分に対し公費負担が行われる
主な公費負担医療	●感染症法 (結核) ●結核に関する治療・検査、入院医療
	●障害者総合支援法 ●自立支援医療 (精神通院医療、更生医療、育成医療)
	●被爆者措置法 ●被爆者認定医療、被爆者一般医療
	●生活保護法 ●被用者保険に加入中の生活保護の被保護者は、自己負担部分が医療扶助の対象
	●特定疾患治療研究事業 ●厚生労働大臣が定める 指定難病 の患者の医療
防災保険法との関係	●防災保険法の業務災害については 健康保険の給付の対象外 であり、また、防災保険法における通勤災害については 防災保険からの給付が優先 される

▶特定疾患医療費助成制度

特定疾患医療費助成制度	●原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める 指定難病の患者の医療費の負担軽減 を目的として、認定基準を満たしている人に疾病の治療にかかる医療費の一部を助成	
対象疾患	●筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症など 341疾患 が指定されている	
特定医療費の支給	医療保険	診察、薬剤の支給、医学的処置、手術、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護、入院及びその療養に伴う世話その他の看護
	介護保険	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護医療院等
	●医療保険制度、介護保険制度の給付を優先 (保険優先制度) ●自己負担額が、所得に応じて設定される 自己負担上限額 を超える部分を公費負担する	

▶無料低額診療事業

無料低額診療事業	●社会福祉法の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されないよう、 無料又は低額な料金 で診療を行う事業 (第2種社会福祉事業)	
対象者	●低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者	
減免金額	●世帯の収入等に応じて減免 (各医療機関によって世帯の収入等の基準や減免額が異なる)	
優遇措置	●病院の調代わりにより本来より少ない自己負担で受診した患者の割合など、厚生労働省が定める基準を満たす場合、その医療機関は 固定資産税や不動産取得税の非課税 などの優遇措置を受けることができる	

●健康日本 21 の最新版 (New !)

▶21世紀における第三次国民健康づくり運動 (健康日本21 (第三次))

すべての国民が健やかで心豊かに生活できる **持続可能な社会の実現** を目指し、健康日本21 (第三次) が策定された。計画期間は、**2024 (令和6) 年度から2035 (令和17) 年度までの12年間**



領域		目標項目
1	健康寿命の延伸・健康格差の縮小	健康寿命、健康格差 ●健康寿命の延伸、健康格差の縮小
2	生活習慣の改善	●栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康
	生活習慣病 (NCDs) の発症予防・重症化予防	● がん、循環器病、糖尿病、COPD (慢性閉塞性肺疾患)
	生活機能の維持・向上	● ロコモティブシンドローム^(※)、骨粗鬆症検診受診率、心理的苦痛を感じている者
3	社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	●地域の人々とのつながり、社会活動、共食、メンタルヘルス対策に取り組む事業場
	自然に健康になれる 環境づくり	●食環境イニシアチブ、歩きたくなるまちなかづくり、望まない受動喫煙
	誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備	● スマート・ライフ・プロジェクト 、健康経営、特定給食施設、産業保健サービス
4	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	●こどもの運動・スポーツ、肥満傾向児、 20歳未満の飲酒・喫煙
	高齢者	●低栄養傾向の高齢者、 ロコモティブシンドローム 、高齢者の社会活動
	女性	●若年女性やせ、骨粗鬆症検診受診率、 女性の飲酒、妊婦の喫煙

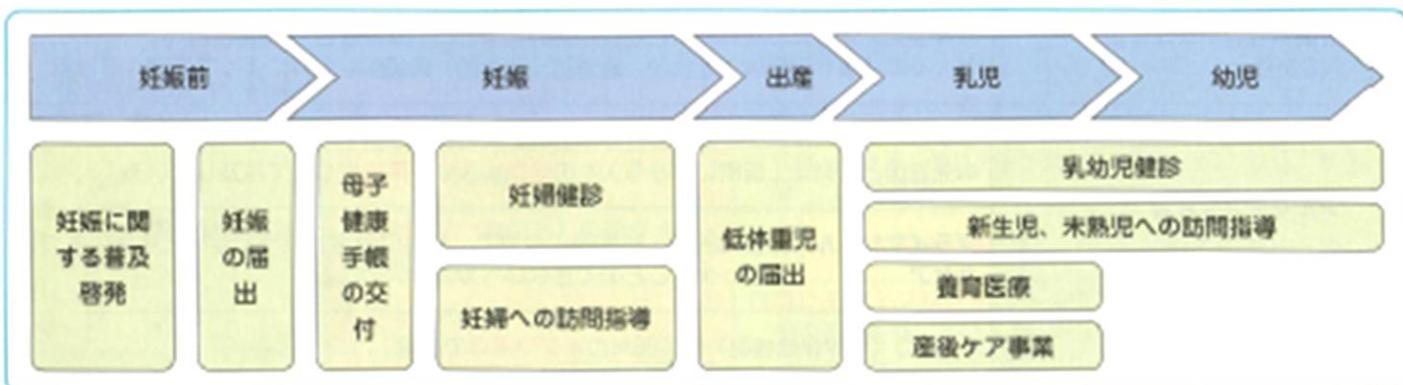
(※) ロコモティブシンドローム (運動器症候群) = 運動器の機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険が高い状態

●母子保健について (New!)

▶ **母子保健の概要**

母子保健法
1965 (昭和40) 年公布

母子保健法は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、医療などの措置を講じ、国民保健の向上に寄与することを目的としています。

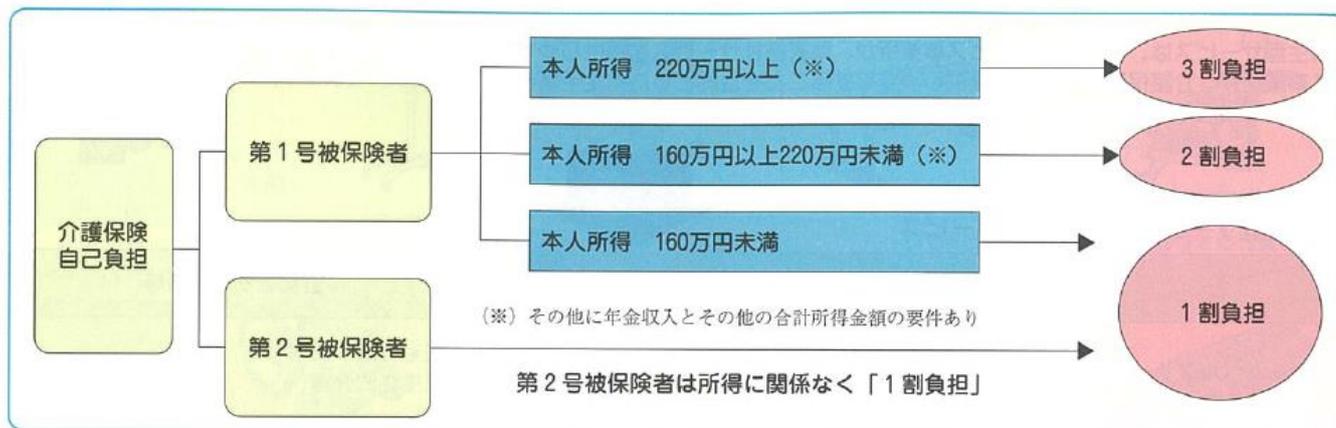


目的	●母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする	
乳幼児の健康の保持増進	●乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない	
国及び地方公共団体の責務	●国及び地方公共団体は、母子保健に関する施策が、乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない	
用語の定義	妊産婦	●妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう
	乳児	●1歳に満たない者をいう
	新生児	●出生後28日を経過しない乳児をいう
	幼児	●満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう
	未熟児	●身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう
知識の普及	●都道府県及び市町村は、妊娠、出産又は育児に関し、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない	
相談及び支援	<p>2024 (令和6) 年4月施行</p> ●市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する相談に応じなければならない ●市町村は、母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に依り、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成を行う	

健康診査	1歳6か月児健康診査	●市町村は、満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に健康診査を行う
	3歳児健康診査	●市町村は、満3歳を超え満4歳に達しない幼児に健康診査を行う
妊産婦の訪問指導等	●市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、保健師等に妊産婦を訪問させて必要な指導を行う	
妊娠の届出	●妊娠した者は、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない	
母子健康手帳	●市町村は、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳を交付しなければならない	
低体重児の届出	●体重が2500g未満の乳児が出生したときは、保護者は速やかに、市町村に届け出なければならない	
養育医療	●市町村は、養育のため病院又は診療所に入院を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費負担する（所得に応じて自己負担あり）	
	対象	●出生時の体重が2000g以下 ●生活力が特に薄弱で、一定の症状を示すもの
2021（令和3）年4月施行 産後ケア事業	訪問事業	●産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児の 自宅を訪問し、産後ケアを行う事業
	通所事業	●産後ケアセンターなどに産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を 通わせ、産後ケアを行う事業
	短期入所事業	●産後ケアセンターに産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を 短期入所させ、産後ケアを行う事業
2024（令和6）年4月施行 こども家庭センターの母子保健事業	●2024（令和6）年度より、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターと児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点を一括化し、児童福祉法の規定により「こども家庭センター」が創設された ●こども家庭センターの母子保健事業として、以下の内容を実施する	
	1	●母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な 実情の把握
	2	●母子保健に関する各種の 相談 に応ずること
	3	●母性並びに乳児及び幼児に対する 保健指導 を行うこと
	4	●母性及び児童の保健医療に関する機関との 連絡調整
	5	● 健康診査、助産 その他の母子保健に関する事業を行うこと

●介護保険サービスを利用する場合の利用者負担について（New！）

▶利用者負担



利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の利用者負担は、1割（または2割、3割）負担（応益負担）が原則 ● 居宅介護支援、介護予防支援のケアマネジメントのサービスは利用者負担はない
介護負担割合証	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村から要介護・要支援者全員に対して、利用者負担が1割なのか2割なのかを示す「介護保険負担割合証」が交付される
利用者負担の減免	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、災害等特別の理由により、利用者負担の支払が一時的に困難になった被保険者について、減免または免除することができる

●社会福祉協議会（前より詳しくなってます！）

▶社会福祉協議会の概要

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体 ●全国、都道府県、市町村のすべてに設置され、コミュニティワーカーが配置されている 			
	全国	1か所	企画指導員	（任用条件） 社会福祉士又は社会福祉主事の任用資格 （数値は2023（令和5）年1月現在）
	都道府県（指定都市）	67か所	福祉活動指導員	
市町村	1617か所	福祉活動専門員		
全国社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会（全国社会福祉協議会）を設立することができる。 			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の福祉関係者や福祉施設等事業者の連絡・調整 ●社会福祉のさまざまな制度改善に向けた取り組み ●社会福祉に関する図書・雑誌の刊行 ●福祉に関わる人材の養成・研修 など 			
都道府県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加 ●関係行政庁の職員は、都道府県社会福祉協議会の役員となることことができる。ただし、役員総数の5分の1を超えてはならない 			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの ●社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 ●社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言 ●市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 			
実施主体	●日常生活自立支援事業、運営適正化委員、生活福祉資金貸付			
市町村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加 ●指定都市以外の市町村は、区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加。指定都市は、区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加 ●関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会の役員となることことができる。ただし、役員総数の5分の1を超えてはならない 			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ●社会福祉に関する活動への住民の参加のための奨励 ●社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ●社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 			

▶地域福祉活動計画

地域福祉活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会が活動計画として策定するもので、地域住民、さまざまな福祉団体や機関がともに協力し、地域福祉の推進をしていくことを目的とした活動計画 		
	策定状況	策定している 75%	
		策定していない 24%	
	地域福祉計画と一体的に策定している 52%		それぞれ別に計画を策定している 20%
		一体的ではないが計画期間・内容をあわせている 29%	

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会「市区町村社会福祉協議会活動実態調査報告書2021」（令和5年3月）

▶ 社会福祉協議会の歴史

1951（昭和26）年	● 日本社会事業協会、全日本民生委員連盟、同僚保護会の3団体が合併して、全国社会福祉協議会の前身である 中央社会福祉協議会 が設立された
1951（昭和26）年	● 社会福祉事業法 成立。全国・都道府県社会福祉協議会が規定された
1962（昭和37）年	● 社会福祉協議会基本要項 が策定され、「住民主体」の原則に基づく社会福祉協議会の組織と活動のあり方を明らかにした
1966（昭和41）年	● 市町村社会福祉協議会の職員に対する国庫補助が始まり、 福祉活動専門員 が配置されるようになった
1983（昭和58）年	● 社会福祉事業法の改正により、 市町村社会福祉協議会 が法制化された
1990（平成2）年	● 指定都市社会福祉協議会、区社会福祉協議会が規定され、市区町村社会福祉協議会の事業に「社会福祉事業の企画、実施」が加えられた
1992（平成4）年	● 都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の事業として「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」が加えられた
1999（平成11）年	● 国庫補助で配置されていた 福祉活動専門員の経費 が一般財源化された
2000（平成12）年	● 社会福祉事業法が 社会福祉法 に改題され、「 地域福祉の推進を図ることを目的とする団体 」と明文化された

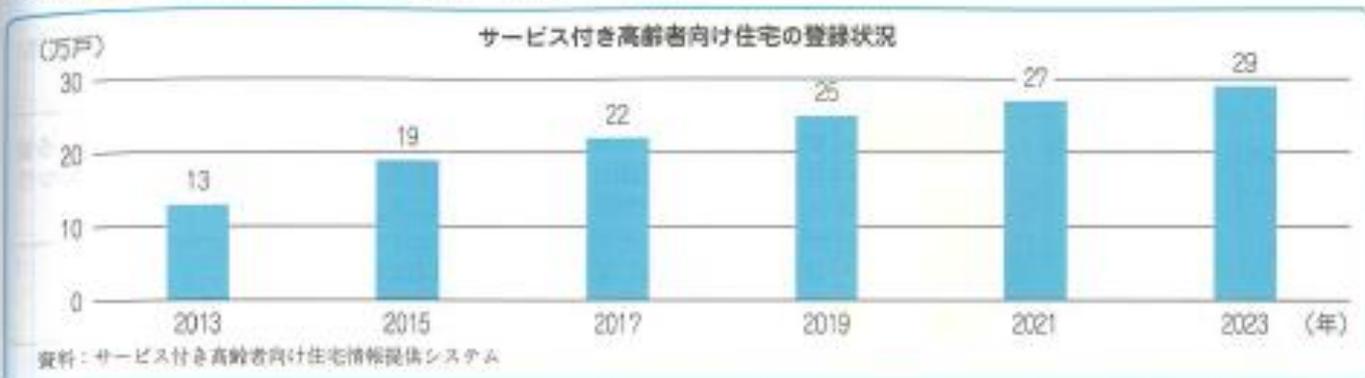
▶ 市町村社会福祉協議会の活動状況

地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの配置	専任で配置 12%	兼任で配置 50%	配置していない
ボランティアセンター機能の有無	機能あり 90%		機能なし
福祉教育推進のための指定事業の実施	実施あり 71%		実施なし
災害ボランティアセンターの設置・運営	行政との覚書・協定あり 56%	予定あり 12%	覚書・協定なし
介護保険事業の実施状況	訪問介護 61%		
	通所介護 35%		
	居宅介護支援 61%		

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会「市区町村社会福祉協議会活動実態調査報告書2021」（令和5年3月）

●高齢者の居住の安定確保に関する法律（改正があったので、前より詳しくなっています！）

▶ **高齢者の居住の安定確保に関する法律**



目的	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるとともに、終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図ることを目的としている 	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通大臣及び厚生労働大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針を定めなければならない 	
高齢者居住安定確保計画	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県は、基本方針に基づき、都道府県高齢者居住安定確保計画を定めることができる ●市町村は、市町村高齢者居住安定確保計画を定めることができる 	
サービス付き高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> ●基準を満たす高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームは、都道府県知事の登録を受けることができる ●この制度に登録すれば、有料老人ホームの届出は不要 ●要件を満たしたサービス付き高齢者向け住宅の建設や改修等に対しては、国の補助制度がある 	
入居要件	<ul style="list-style-type: none"> ●60歳以上の者または、要支援・要介護認定を受けている60歳未満の者 ●単身であるかまたは同居者が配偶者もしくは60歳以上の親族など 	
登録基準	ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ●居室は原則25㎡以上（ただし、居間、食堂、台所その他のほかの住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18㎡以上） ●構造・設備が一定の基準を満たすこと ●バリアフリー構造であること
	サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●状況把握サービス、生活相談サービスは必須サービス ●その他に、食事の提供や掃除・洗濯等の家事援助などを提供することができる
	契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ●長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ●敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと ●前払家賃等の返還ルール及び安全措置が講じられていること など
有料老人ホームとの関係	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス付き高齢者向け住宅において、必須サービスのほかに、有料老人ホームの要件になっている①食事の提供、②介護の提供、③家事の供与、④健康管理の供与のいずれかを実施している場合は有料老人ホームに該当 	
終身建物賃貸借	<ul style="list-style-type: none"> ●終身建物賃貸借とは、賃借人が死亡することによって賃貸借契約が終了する（相続されない）契約をいう 	
	入居者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●入居者本人が60歳以上であること、かつ、入居者本人が単身であるが、同居者が配偶者もしくは60歳以上の親族であること

●障害者権利条約（加筆あり）R6年4月～民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました！

▶障害者の権利に関する条約

障害者の権利に関する条約		<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の権利に関する条約は、2006（平成18）年12月に国連総会において採択され、2008（平成20）年5月に発効 ● 日本は2007（平成19）年9月28日に署名後、条約締約に向け、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定など国内法令の整備を推進し、2014（平成26）年1月に批准
定義	障害に基づく差別	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう
	合理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう
平等及び無差別		<ul style="list-style-type: none"> ● 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める ● 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する ● 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる

●児童福祉関連（New！新規の事業が開始されました！）

●里親支援センター ← 2024（令和6）年4月施行

里親支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童、里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 ● 里親支援センターの長は、里親支援事業などを行うにあたっては、関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るように努めなければならない
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）、里親研修等担当者（里親トレーナー）、里親等支援員などが配置される

●社会的養護自立支援拠点事業 ← 2024（令和6）年4月施行

社会的養護自立支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童養護施設等の措置解除者又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に施設への入所や里親等への委託の措置経験がある者、児童自立生活援助事業の対象となった者など
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 相互に交流を行う場の提供 ● 社会的養護経験者への情報提供や相談支援等 ● 個別記録の策定、必要な支援へのつなぎ ● 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援

●子育て支援（New!）

▶ **子育て世帯に対する包括的な支援のための事業の拡充**

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等のため、2022（令和4）年6月、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、2024（令和6）年4月より、新たな事業が新設されました。



● **市区町村における子育て家庭への支援**

子育て世帯訪問支援事業	対象者	● 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える 子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等 がいる家庭の居宅を、 訪問支援員が訪問 し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする
	支援内容	● 調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
児童育成支援拠点事業	対象者	● 養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、 情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整 を行い、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う
	支援内容	● 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
親子関係形成支援事業	対象者	● 親子間における適切な関係性の構築 を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の 心身の発達 の状況等に応じた 情報の提供、相談及び助言 その他の必要な支援を行う
	支援内容	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象 ● 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、保護者に対してペアレントトレーニングなど子どもの発達の状況等に応じた支援を行う

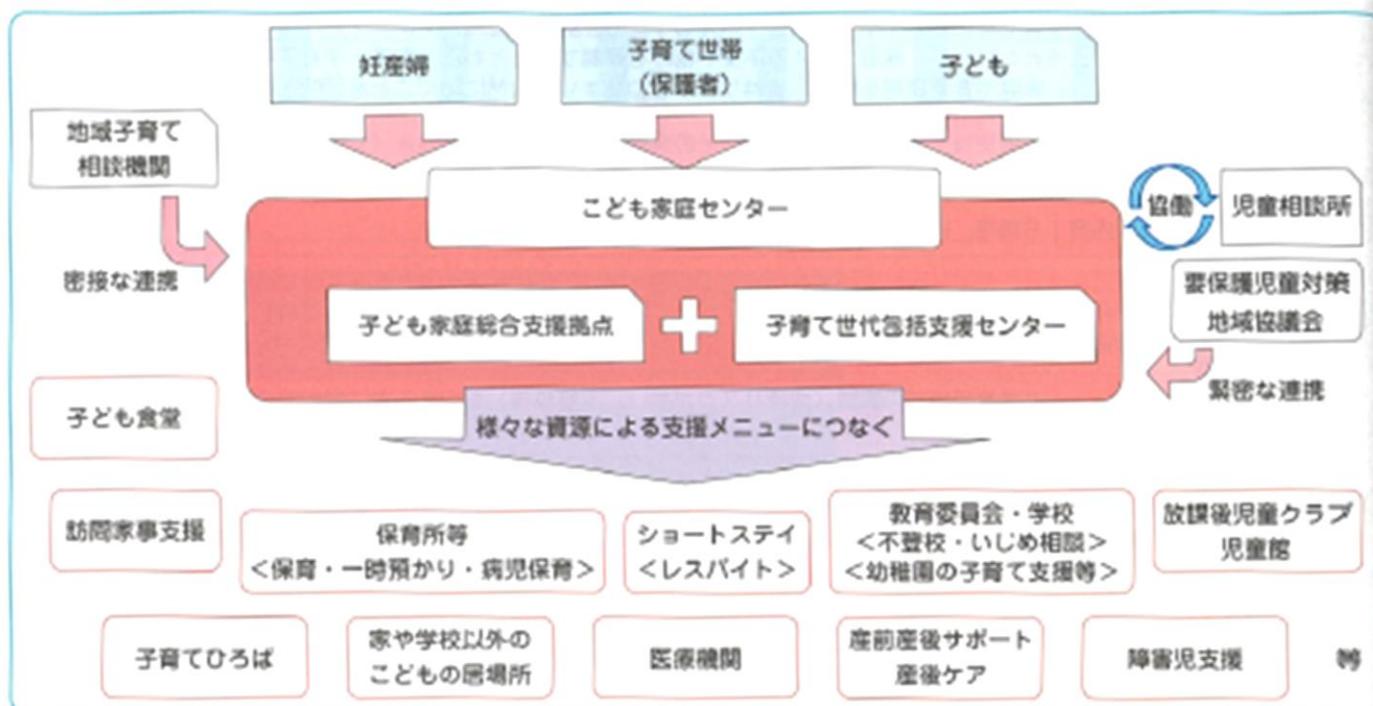
● **都道府県等・児童相談所による支援**

親子再統合支援事業	対象者	● 親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者 に対して、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う
	支援内容	● 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象 ● ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム等
妊産婦等生活援助事業	対象者	● 家庭生活に支障が生じている 特定妊婦 やその者の監護すべき児童を、 生活すべき住居に入居 させ、又は事業所などに進ませ、 食事の提供 その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、 児童の養育にかかる相談及び助言、母子生活支援施設 その他の関係機関との連絡調整、 特別養子縁組 にかかる情報の提供などを行う
	支援内容	● 住居に入居させ、又は事業所等に過所、訪問することにより、食事の提供などの日常生活の支援を行ったり、産後の 母子生活支援施設等へのつなぎ、特別養子縁組 にかかる 情報提供 等を行う
意見表明等支援事業	対象者	● 意見聴取特措置の対象 となる児童の入所の措置又は一時保護等の措置を行うことにかかる意見又は意向などについて、児童の福祉に関し、知識又は経験を有する者が 意見聴取 その他これらの者の状況に応じた 適切な方法により把握 するとともに、これらの意見又は意向を勧業して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う
	意見聴取特措置	● 児童相談所等は 入所措置 や 一時保護 等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、 児童の意見・意向 を勧業して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずる

●こども家庭センター（前より詳しくなってます！）

▶こども家庭センター

2024（令和6）年度より、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」と児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」を一本化し、児童福祉法の規定により「こども家庭センター」が創設されました。



<p>2024（令和6）年4月施行</p> <p>こども家庭センターの児童福祉事業</p>	<p>●市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない</p> <p>●こども家庭センターは、地域子育て機関と密接に連携を図り、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする</p>
	<p>1 ●児童及び妊産婦の福祉に關し、必要な実情の把握に努めること</p>
	<p>2 ●児童及び妊産婦の福祉に關し、必要な情報の提供を行うこと</p>
	<p>3 ●児童及び妊産婦の福祉に關し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと</p>
	<p>4 ●児童及び妊産婦の福祉に關し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、サポートプランの作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと</p>
	<p>5 ●児童及び妊産婦の福祉に關する機関との連絡調整を行うこと</p>
<p>6 ●児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること</p>	

●子ども子育て支援法（新しい給付がスタートします！）

▶子ども・子育て支援法

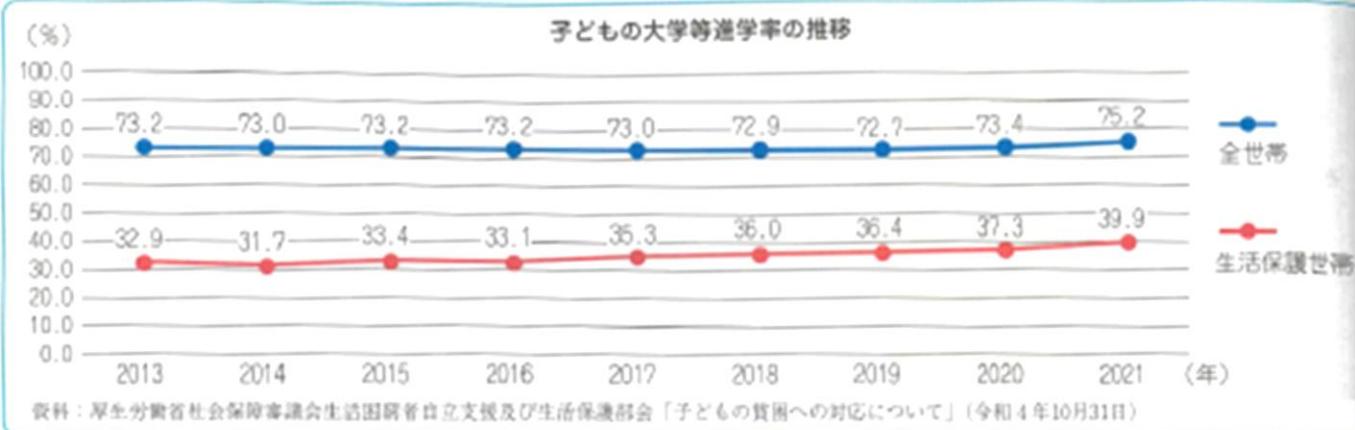
こども未来戦略の「加速プラン」に盛り込まれた施策を実行するため、子ども・子育て支援法が改正され、2025（令和7）年4月より順次施行されます。



目的	●子ども・子育て支援給付など子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする	
基本理念	●子ども・子育て支援は、 父母 その他の保護者が子育てについての 第一義的責任 を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における すべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない	
市町村の責務	●子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を 総合的かつ計画的に行うこと ●子ども及びその保護者が、 確実に子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用するために必要な援助を行うこと	
子ども・子育て支援給付	●「 子どものための現金給付 」と「 子どものための教育・保育給付 」「 子育てのための施設等利用給付 」がある	
子どものための現金給付	●子どものための現金給付は、児童手当法に規定する 児童手当 の支給とする	
妊婦のための支援給付	●市町村は、 妊婦であることの認定後に5万円 を支給。その後、妊娠していることでの人数の届出を受けた後に 妊娠していることでの人数×5万円 を支給	
2025（令和7）年4月施行	施設型給付	●認定こども園、幼稚園、保育所
子どものための教育・保育給付	地域型保育給付	●小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ●家庭的保育（利用定員5人以下） ●居宅訪問型保育 ●事業所内保育（主として従業員に保育を提供）
子育てのための施設等利用給付	●子育てのための施設等利用給付は、 施設等利用費 の支給とする	
	支給対象	●3歳以上の小学校就学前子ども ●0歳から2歳までの 住民税非課税世帯 の子どもであって、保育の必要性があるもの
	対象施設等	●子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたもの
2026（令和8）年4月施行	乳児等のための支援給付	●満3歳未満で保育所等に通っていないことでの保護者に対し、 特定乳児等産後支援 を利用したときに支給する
地域子ども・子育て支援事業	●子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、 市町村が地域の実情に応じて実施する事業	

●生活保護関連（New！新規の事業が開始されます！）

▶進学・就職に関する支援



<p>2024（令和6）年 4月改正</p> <p>進学・就職準備給付金</p>	<p>●都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）で、次のいずれかに該当するものに対して、進学・就職準備給付金を支給する</p>	
	対象者	<p>1 ●特定教育訓練施設（大学、短大、専修学校等）に確実に入学すると見込まれる者</p> <p>2 ●安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者</p>
<p>2024（令和6）年 10月施行</p> <p>子どもの進路選択支援事業</p>	支給額	<p>●転居する場合 30万円</p> <p>●自宅から通学・通勤する場合 10万円</p>
<p>●保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の方法により、子ども及び保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業を実施することができる</p>		

▶調整会議

<p>2025（令和7）年 4月施行</p> <p>調整会議</p>	<p>●保護の実施機関は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関等により構成される会議を組織することができる</p>	
	検討内容	<p>●調整会議は、被保護者に対する自立の助長を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被保護者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする</p>
	関係機関等との連携	<p>●調整会議は、情報交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、被保護者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる</p>
<p>●調整会議は、生活困窮者自立支援法又は社会福祉法に規定する「支援会議」が組織されているときは、被保護者に対する支援の内閣な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努める</p>		<p>●調整会議は、生活困窮者自立支援法又は社会福祉法に規定する「支援会議」が組織されているときは、被保護者に対する支援の内閣な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努める</p>

●生活困窮者自立支援法（前より詳しくなってます！）

▶生活困窮者自立支援法

2013（平成25）年公布

2024（令和6）年4月、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が成立しました。



目的		●生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、 生活困窮者の自立の促進 を図ることを目的とする
実施主体		●福祉事務所を設置する自治体（ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村 ）
定義	生活困窮者	●就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの事情により、現に経済的に困窮し、 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者 （要保護者以外の生活困窮者）
	特定被保護者	●被保護者であって、その状況に照らして 将来的に保護を必要としなくなる ことが相当程度見込まれる者 ● その他厚生労働省令で定める者に該当すると認められる者
必須事業	自立相談支援事業	●主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置 支援内容 ①生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言 ②認定生活困窮者就労訓練事業の利用についての助言 ③自立支援計画の作成、自立支援に基づく支援
	住居確保給付金	● 離職等により住宅を失った生活困窮者等 に対し家賃相当の「住居確保給付金」を支給（原則3か月、最長9か月） 対象要件 1 ● 離職などにより経済的に困窮し、居住する住宅の権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるもの 2 ● 収入が著しく減少することなどにより経済的に困窮し、居住する住宅の権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者で、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるもの
	就労準備支援事業	●雇用による就業が困難な生活困窮者及び 特定被保護者 に対し、 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 を行う事業
	家計改善支援事業	●生活困窮者及び 特定被保護者 に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び 家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせん を行う事業
努力義務	一時生活支援事業（居住支援事業（2025（令和7）年4月変更））	● 一定の住居を持たない生活困窮者 に対し、 宿泊場所の供与、食事の提供 その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業 ● 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者及び特定被保護者 に対し、訪問による必要な情報の提供及び助言その他現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
任意事業	子どもの学習・生活支援事業	●生活困窮者である子どもに対し、 学習の援助 を行う事業 ●子ども及び保護者に対し、子どもの 生活習慣及び育成環境の改善 に関する助言を行う事業
支援会議		●都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織するように 努める

2025（令和7）年4月追加

2025（令和7）年4月より、特定被保護者も利用できる

2025（令和7）年4月追加

●更生保護分野の地域生活定着促進事業（前より詳しくなってます！）

▶ **地域生活定着促進事業**



地域生活定着促進事業は、高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰と地域への定着をより促進する事業です。

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県 ●地域生活定着支援センターを原則として都道府県に1か所設置
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる者で高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする者
	<p>1 矯正施設退所予定者及び退所者</p>
	<p>2 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは料金の言い渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言い渡しを受けた者</p>
<p>3 その他、センターが必要と認める者</p>	
地域生活定着支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●センターの職員は、6人の配置を基本として、社会福祉士、精神保健福祉士等を1名以上配置
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●センターは、刑事司法関係機関、福祉関係機関と連携・協働して次の業務を実施する
	<p>1 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務</p>
	<p>2 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務</p>
	<p>3 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う被疑者等支援業務</p>
<p>4 犯罪を犯した者、非行少年等への福祉サービス等についての相談支援業務</p>	

●専門機関（前よりかなり詳しくなってます！）

▶専門機関

●身体障害者更生相談所

身体障害者福祉法

		業務内容	配置職員
身体障害者更生相談所		●都道府県は、身体障害者更生相談所を設けなければならない（指定都市は任意設置）	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者福祉司 ●医師 ●心理判定員 ●職能判定員 ●ケースワーカー ●理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士 ●保健師、看護師など
	業務内容	1 身体障害者に関する 専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務	
		2 身体障害者の 医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務	
		3 市町村に対する 専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修	
		4 地域における リハビリテーションの推進	

●知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法

		業務内容	配置職員
知的障害者更生相談所		●都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない（指定都市は任意設置）	<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害者福祉司 ●医師 ●心理判定員 ●職能判定員 ●ケースワーカー ●保健師又は看護師、理学療法士、作業療法士など
	業務内容	1 知的障害者に関する 専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務	
		2 知的障害者の 医学的、心理学的及び職能的判定業務	
		3 市町村に対する 専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修	
		4 地域生活支援の推進に関する業務	

●精神保健福祉センター

精神保健福祉法

		業務内容	配置職員
精神保健福祉センター		●都道府県、指定都市は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関を置くものとする（義務設置）	<ul style="list-style-type: none"> ●医師 ●精神保健福祉士 ●臨床心理技術者 ●保健師 ●看護師 ●作業療法士 ●精神保健福祉相談員など
	業務内容	1 精神医療審査会の審査に関する事務	
		2 自立支援医療（精神通院医療）の判定	
		3 精神障害者保健福祉手帳の判定	
		4 精神障害者福祉に関する 相談及び指導のうち、複雑又は困難なもの	
		5 調査研究、普及啓発、技術指導、企画立案、人材育成など	

●児童相談所

児童福祉法

		業務内容	配置職員
児童相談所		●都道府県、指定都市、児童相談所設置市に義務設置 ●中核市、特別区は任意設置	<ul style="list-style-type: none"> ●医師 ●児童福祉司 ●児童心理司 ●心理療法担当職員 ●保健師 ●理学療法士など
	業務内容	1 専門的な知識及び技術を必要とする相談	
		2 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに 医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定	
		3 特別児童扶養手当及び療育手帳の判定	
		4 児童の 一時保護 を行う（2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときに家庭裁判所の承認が必要）	

●女性相談支援センター ← 困難女性支援法

		業務内容	配置職員
女性相談支援センター 2024（令和6）年4月～	業務内容	●都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない ●女性相談支援センターには、一時保護を行う施設を設けなければならない	女性相談支援員など
		1 困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること	
		2 困難な問題を抱える女性の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと	
		3 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと	
		4 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、介護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと	

●保健所 ← 地域保健法

		業務内容	配置職員
保健所	業務内容	●保健所は、都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 所長（医師） ● 医師・歯科医師 ● 薬剤師 ● 獣医師 ● 保健師・助産師・看護師など
		1 難病等により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項	
		2 精神保健に関する事項	
		3 感染症その他の疾病の予防に関する事項	
		4 栄養の改善及び食品衛生に関する事項 など	
市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村は、市町村保健センターを設置することができる ●市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う 		

●公共職業安定所 ← 職業安定法

		業務内容	配置職員
公共職業安定所 （ハローワーク）	業務内容	●公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 就職支援ナビゲーター ● 精神・発達障害者雇用トータルサポーターなど
		1 障害者雇用に対する技術的助成・指導	
		2 職業相談、職業紹介、職増定着・継続雇用の支援	
		3 公共職業訓練の受講あっせん	
		4 失業認定、助成金・給付金の支給 など	

●労働基準監督署 ← 労働基準法等

		業務内容	配置職員
労働基準監督署	業務内容	●労働基準監督署とは、労働基準法などの法律に基づいて労働条件や安全衛生の指導、労災保険の給付などをする機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働基準監督官 ● 厚生労働事務官 ● 厚生労働技官
		●労働基準監督官は、労働基準監督官試験に合格した者から採用され、特別司法警察職員の身分が与えられる	
		1 労働基準法を遵守しているか確認・指導	
		2 労働安全衛生法を遵守しているか確認・指導	
		3 労働者災害補償保険法に基づき調査・保険給付	
4 労働に関する相談など			

● 福祉事務所 社会福祉法

設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県及び市は、条例で、福祉事務所を 設置しなければならない ● 町村は、条例で、福祉事務所を 設置することができる (2024(令和6)年4月現在、都道府県(203か所)、市(994か所)、町村(47か所)の福祉事務所が設置されている)
福祉事務所を 設置しない町村長	● 急迫時の 応急的な保護 や、要保護者を発見した場合の 実施機関への通報 、保護の申請書を受け取った場合に 実施機関へ送付 などを行う
所管事務	● 1993年4月に老人及び身体障害者福祉分野で、2003年4月に知的障害者福祉分野で、それぞれ施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲され、都道府県福祉事務所では、従来の福祉六法から次の三法を所管することとなった
都道府県福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事務所を設置していない町村を管轄する ● 福祉三法(生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)に定める事務を司る
市町村福祉事務所	● 福祉六法 (生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法)に定める事務を司る
主な配置職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事務所には、社会福祉法第15条に基づいて、次の所員を置かなければならない ● 指導監督を行う所員と現業を行う所員は、社会福祉主事でなければならない
所長	● 都道府県知事又は市町村長の 指揮監督 を受けて、所務を掌理する
指導監督を行う所員 (査察指導員)	● 所長の指揮監督を受けて、 現業事務の指導監督 を行う
現業を行う所員	<ul style="list-style-type: none"> ● 所長の指揮監督を受けて、保護を要する者等に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を行う
所員の定員	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県 被保護世帯390以下の場合 6人(65を増すごとに1人) ● 市 被保護世帯240以下の場合 3人(80を増すごとに1人) ● 町村 被保護世帯160以下の場合 2人(80を増すごとに1人)
事務員	● 所長の指揮監督を受けて、 所の庶務 を行う

● 家庭裁判所 裁判所法

	業務内容	配置職員
家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ● 家事事件の審判と調停および少年事件の調査・審判を行う裁判所で、地方裁判所と同格の司法機関 ● 家庭裁判所調査官が置かれ、家事審判、家事調停及び少年審判に必要な調査や環境調整などの事務を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判官 ● 家庭裁判所調査官 ● 書記官 ● 家事調停委員 ● など
業務内容	1 家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判及び調停 (成年後見、親子、相続など)	
業務内容	2 人事訴訟法で定める人事訴訟の第一審の裁判 (離婚の訴え、認知の訴えなど)	
業務内容	3 少年法で定める少年の保護事件の審判	

● 保護観察所 法務省設置法及び更生保護法

	業務内容	配置職員
保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に設置 ● 更生保護及び精神保健観察の第一線の実施機関として、保護観察、更生緊急保護、懲戒の上申、犯罪予防活動、精神保健観察などを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護観察官 ● 社会復帰調整官
業務内容	1 保護観察、更生緊急保護	
業務内容	2 精神保健観察	
業務内容	3 懲戒の上申	
業務内容	4 犯罪予防活動 など	

● 基幹相談支援センター ← 障害者総合支援法

	業務内容	配置職員
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、基幹相談支援センターを設置するように努めなければならない ● 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次の事業などを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神保健福祉士 ● 社会福祉士 ● 保健師 ● 主任相談支援専門員 ● 相談支援専門員 など地域の実情に応じて配置
	1 総合的・専門的な相談支援の実施	
	2 地域の相談支援体制の強化の取組	
	3 地域移行・地域定着の促進の取組	
	4 権利擁護・虐待の防止	
自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならない ● 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う 	

● 地域包括支援センター ← 介護保険法

	業務内容	配置職員
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる ● 地域包括支援センターは、「介護予防ケアマネジメント」及び「包括的支援事業」その他厚生労働省令で定める事業を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健師 ● 主任介護支援専門員 ● 社会福祉士
	1 介護予防ケアマネジメント	
	2 包括的継続的ケアマネジメント支援	
	3 総合相談・支援	
	4 権利擁護	
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の効果的な実施のために、地域ケア会議を置くように努めなければならない ● 地域ケア会議は、要介護被保険者等への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う 	

● こども家庭センター ← 児童福祉法

	業務内容	配置職員
こども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない ● 児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ● 統括支援員 ● 保健師 ● こども家庭支援員 など
	1 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等	
	2 実情の把握・情報提供、必要な調査・指導等	
	3 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整	
	4 保健指導、健康診査等	
要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センターは、要保護児童対策協議会の調整機関として、個別ケースの情報整理と関係機関などへの連絡調整、また、合同ケース会議を開催し、児童福祉・母子保健の双方の機能で連携した支援方針の決定と役割分担の調整など地域における支援体制の調整を行う 	

●医療系専門職（前よりかなり詳しくなってます！）

▶医療系の専門職

●医師 医師法

医師法に規定された 医師の業務		●医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする
	業務独占	●医師でなければ、 医業をなしてはならない
	名称独占	●医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい 名称を用いてはならない
	拒否の禁止	●診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、 これを拒んではならない
	警察署に届け出	●医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24時間以内に 所轄警察署 に届け出なければならない
	処方せん	●医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して 処方せんを交付 しなければならない
	保健指導	●医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、 療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導 をしなければならない
診療録	●医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を 診療録に記載 しなければならない（診療録は5年間保存しなければならない）	
秘密漏示 (刑法134条)		● 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、公証人 又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて 知り得た人の秘密を漏らしたときは 、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する

●歯科医師 歯科医師法

歯科医師	●歯科医師は、 歯科医療及び保健指導 をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする
------	------------------------------------------------------------------------------

●薬剤師 薬剤師法

薬剤師	●薬剤師は、 調剤、医薬品の供給その他薬事衛生 をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする
-----	-----------------------------------------------------------------------------------

●保健師 保健師助産師看護師法

保健師	●保健師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、 保健指導 に従事することを業とする者をいう
-----	---------------------------------------------------------------

●助産師 保健師助産師看護師法

助産師	●助産師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、 助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導 を行うことを業とする女子をいう
-----	----------------------------------------------------------------------

● 看護師 **保健師助産師看護師法**

看護師	●看護師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する 療養上の世話又は診療の補助 を行うことを業とする者をいう
-----	--------------------------------------------------------------------------

● 理学療法士 **理学療法士及び作業療法士法**

理学療法士	●理学療法士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、 理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法 を行うことを業とする者をいう
	● 身体に障害のある者 に対し、主としてその 基本的動作能力の回復 を図るため、 治療体操その他の運動 を行わせ、及び 電気刺激、マッサージ、温熱 その他の物理的手段を加えることをいう

● 作業療法士 **理学療法士及び作業療法士法**

作業療法士	●作業療法士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、 作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法 を行うことを業とする者をいう
	● 身体又は精神に障害のある者 に対し、主としてその 応用的動作能力又は社会的適応能力の回復 を図るため、 手芸、工作 その他の作業を行わせることをいう

● 言語聴覚士 **言語聴覚士法**

言語聴覚士	●言語聴覚士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者 についてその機能の維持向上を図るため、 言語訓練 その他の訓練、これに必要な 検査及び助言、指導 その他の援助を行うことを業とする者をいう
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

● 義肢装具士 **義肢装具士法**

義肢装具士	●義肢装具士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、 医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合 を行うことを業とする者をいう
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

● 管理栄養士 **栄養士法**

管理栄養士	●管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な 栄養の指導 、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための 栄養の指導 並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた 特別の配慮を必要とする給食管理 及びこれらの施設に対する 栄養改善上必要な指導等 を行うことを業とする者をいう
栄養士	●栄養士とは、 都道府県知事 の免許を受けて、栄養士の名称を用いて 栄養の指導 に従事することを業とする者をいう

● 公認心理師 **公認心理師法**

公認心理師	●公認心理師とは、登録を受け、 公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育 その他の分野において、 心理学に関する専門的知識及び技術 をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう
	● 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること ● 心理に関する支援を要する者やその関係者に対し、その心理に関する相談 に応じ、 助言、指導 その他の援助を行うこと ● 心の健康に関する知識の普及 を図るための 教育及び情報の提供 を行うこと